

◇監事候補者選挙規程

第1条（趣旨）

この法人の監事候補者の選出は、定款及び定款施行細則に定められたことのほかは、この規程による。

第2条（立候補届）

監事候補者になろうとする者は、定められた期日までに、所定の用紙をもって選挙管理委員会に届け出るものとする。ただし、定款第26条第3項及び第4項に該当する届出については、その届出を不受理又は抽選による受理とする。

第3条（監事候補者の選出）

定数を超えた監事立候補者がいる場合は、理事候補者選挙規程に準じて選挙を実施する。ただし、立候補者が定数以下の場合は立候補の届出をもって監事候補者とみなす。

2 監事に欠員が生じた場合は監事選挙での次点者をもってこれに充てる。次点者がいない場合は代議員の中から選出する。

第4条（規程の改廃）

この規程の改正または廃止は、理事会の決議を経て行う。

付則 この規程は、平成24年6月16日より施行する。

平成26年 2月13日 一部改正

平成26年 11月15日 一部改正

平成31年 1月26日 一部改正

令和5年 1月21日 一部改正

令和5年 3月25日 一部改正